

平成十年政令第二百五十四号

優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令

内閣は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第一条第一号の政令で定める規模）

第一条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第一条第一号の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（法第二条第二号の政令で定める数値）

第二条 法第二条第二号の政令で定める数値は、建築面積の敷地面積に対する割合については十分の三、延べ面積の敷地面積に対する割合については十分の五とする。

（法第二条第三号の政令で定める階数）

第三条 法第二条第三号の政令で定める階数は、三とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成十年七月十五日）から施行する。